(2)　青色申告書を提出する事業者で地域再生法の認定事業者であるもののうち右記(1)の措置の適用を受ける又は受けたものが、右記(1)の事業年度のうちその適用を受ける事業年度以後の各事業年度（基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の事業年度を除く。）において一定の事業を行っている場合には、三〇万円に地方事業所特別基準雇用者数（一定の集中地域から特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けた事業者の当期以前の各事業年度のうち、その認定を受けた日以後に終了する各事業年度のその地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみをその事業者の事業所とみなした場合における基準雇用者数の合計数）を乗じて計算した金額の特別税額控除ができる措置を講ずる。ただし、特別税額控除額については、改正前の措置及び右記(1)の措置並びに右記(四)の特別税額控除措置と合計して当期の税額の一〇〇分の三〇相当額を限度とする。

(六)　特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる事業者から認定経営革新等支援機関等を除外し、対象設備を経営の改善に資する資産に限定した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の五の二、第四二条の一二の三及び第六八条の一五の四関係）

(七)　雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、雇用者給与等支給増加額に係る要件である基準雇用者給与等支給額に対する割合につき次の事業者の区分に応じ次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条の五の三、第四二条の一二の四及び第六八条の一五の五関係）

(1)　中小企業者等　平成二八年四月一日以後に開始する適用年度について、一〇〇分の三以上（改正前一〇〇分の五以上）とする。

(2)　右記(1)以外の事業者　平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日までの間に開始する適用年度について、一〇〇分の四以上（改正前一〇〇分の五以上）とする。

(八)　船舶の特別償却制度について、対象船舶の要件の見直しに伴い、償却割合が一〇〇分の一八となる外航船舶を事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資する外航船舶で日本船舶に該当するものとすることとした。（租税特別措置法第一一条、第四三条及び第六八条の一六関係）

(九)　関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、対象資産を新設又は増設により取得等をしたものに限定した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四四条及び第六八条の一九関係）

(一〇)　共同利用施設の特別償却制度について、対象資産を一定の規模のものに限定した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四四条の三及び第六八条の二四関係）

(一一)　特定信頼性向上設備等の特別償却制度における特定信頼性向上設備に係る措置について、償却割合を一〇〇分の一〇（改正前一〇〇分の一五）に引き下げた上、その適用期限を平成二八年五月三一日まで延長することとした。（租税特別措置法第四四条の五及び第六八条の二六関係）

(一二)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一二条、第四五条及び第六八条の二七関係）

(1)　振興山村に係る措置について、山村振興法の改正に伴い、青色申告書を提出する中小企業者が、一定の期間内に、振興山村として指定された地区のうち産業の振興のための取組が積極的に促進される地区においてその地区内で生産されたものを原料等とする製造業等の事業の用に供する一定の設備の取得等をする場合に、その取得等をした設備をその地区内においてその事業の用に供したときは、その設備を構成するもののうち産業振興機械等につき、五年間、普通償却限度額の一〇〇分の二四（建物等及び構築物については、一〇〇分の三六）相当額の割増償却ができる措置に改組する。

(2)　半島振興対策実施地域に係る措置について、半島振興法の改正に伴い、半島振興対策実施地域のうち産業の振興のための取組が積極的に促進される地区に係る措置とした上、その適用期限を二年延長する。

(3)　離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置について、その適用期限を二年延長する。

(一三)　医療用機器等の特別償却制度について、対象資産から医療の安全の確保に資する機械装置及び器具備品を除外した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一二条の二、第四五条の二及び第六八条の二九関係）

(一四)　次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第一三条の二、第四六条の二及び第六八条の三三関係）

(1)　対象資産を一般事業主行動計画に記載された建物、建物附属設備、車両運搬具及び器具備品で、次世代育成支援対策に資する一定のものとする。

(2)　償却割合（改正前一〇〇分の三二）について、次の資産の区分に応じそれぞれ次の割合とする。

イ　建物及び建物附属設備　一〇〇分の二四（その一般事業主行動計画が常時雇用する労働者数一〇〇人以下の一般事業主により届出をされたものである場合には、一〇〇分の三二）

ロ　車両運搬具及び器具備品　一〇〇分の一八（その一般事業主行動計画が常時雇用する労働者数一〇〇人以下の一般事業主により届出をされたものである場合には、一〇〇分の二四）

(3)　青色申告書を提出する事業者が、次世代育成支援対策推進法の特例基準適合認定を受けた場合には、その特例基準適合認定を受けた日以後三年以内に終了する各事業年度終了の日において有する対象資産で事業の用に供されているものについて、その普通償却限度額の一〇〇分の一五（車両運搬具及び器具備品については、一〇〇分の一二）相当額の割増償却ができる措置を講ずる。

(一五)　特定再開発建築物等の割増償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一四条の二、第四七条の二及び第六八条の三五関係）

(1)　都市再開発法の市街地再開発事業によって建築される建築物に係る措置を除外する。

(2)　都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、都市再生緊急整備地域のうち特定都市再生緊急整備地域以外の地域内において行われる都市再生事業により整備される建築物の償却割合を一〇〇分の三〇（改正前一〇〇分の四〇）に引き下げる。

(3)　雨水貯留浸透利用施設に係る措置について、下水道法の改正に伴い、対象区域を同法の浸水被害対策区域とし、対象施設から雨水の地下への浸透を図るための構築物を除外する。

(一六)　使用済燃料再処理準備金制度について、適格分割又は適格現物出資により準備金を引き継ぐ等の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第五七条の三及び第六八条の五三関係）

(一七)　原子力発電施設解体準備金制度について、適格分割又は適格現物出資により準備金を引き継ぐ等の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第五七条の四及び第六八条の五四関係）